

社会福祉法人伸成会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伸成会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事、評議員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したとき、また、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、無報酬とする。交通費についても支給しない。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

- 第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合・・・無報酬とする。
- 2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合・・・無報酬とする。
 - 3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合・・・無報酬とする。
 - 4 交通費も支給しない。

(出張旅費)

- 第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。
- 2 報酬は無報酬とするが、業務遂行に必要な旅費及び宿泊費は、原則として実費を支給することができる。
 - 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算払いとし、出張終了後清算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限りこの規程を適用することができる。

附則

この規程は、平成29年 8月 26日より適用する。